

10. 選挙権と代表—選ぶものと選ばれたものの関係

1. 選挙権—その実質的平等の問題を中心に

○ 国民主権と普通選挙制

- ・ 制限選挙制から普通選挙制への移行
- ・ 第一次大戦後の婦人参政権(米 1920 年、英 1928 年、仏 1945 年)
- ・ 「成年者による普通選挙」(15 条 3 項) → 一人一票の実質的実現
- ・ 衆議院(小選挙区比例代表並立制): 小選挙区・比例代表にそれぞれに投票
- ・ 参議院(中選挙区制+比例代表制): 都道府県選挙区+比例代表にそれぞれ投票
- ・ 在外日本国民の選挙権(最大判 2005.9.14)→違憲判断
→公職選挙法改正(1998 年):在外選挙人名簿創設⇒投票できるのは比例代表のみ

○ 議員定数配分不均衡の問題

- ・ 選挙人数と議員定数配分の不均衡
- ・ 94 年の公職選挙法改正以前は、衆議院では中選挙区制(3-5 名定員)を採用
- ・ 区割りとは定数配分については「5 年ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によって、更生するのを例とする」⇒部分的改正は行われたが一票の較差は解消されず、94 年改正後も同様

○ 違憲判決と合憲判決

- ・ 衆議院議員選挙における一票の較差:1 対 4.99(最大判 1976.4.14) 1 対 4.4(最大判 1985.7.17)

①投票格差は違憲

②合理的期間内にも是正がなされていない

③違憲であるが無効ではない(事情判決の法理)

- ・ 1 対 2.92 は許容可能であると示唆(最大判 1983.11.7)、平等違反ではない(最大判 1988.10.21)
- ・ 1 対 2.304 は投票価値の平等に反している(合理的期間内には是正がなされていないとは言えないため違憲判断はされず)(最大判 2011. 3.23)
- ・ 参議院については地域代表性を強調→1 対 5.26 も合憲(最大判 1983.4.27)
- ・ 参議院では 1 対 6.59 は「違憲問題が生じる程度の著しい不平等状態」であるが、「是正のための相当期間を過ぎていた」とまでは言えない(最大判 1996.9.11)

※ ただし 6 人の裁判官が是正のための合理的期間を超えて違憲という反対意見を述べる。

- ・ 参議院の 1 対 5 の投票価値格差は、違憲問題が生じる程度の著しい不平等状態ではあるものの、是正のための相当期間を過ぎていたとは言えない。都道府県を単位とする定数設定を改めるなど現行制度を見直すための立法措置が必要とした(最大判 2012.10.17)。

⇒「一人一票」が原則であるが、それはそのまま貫くと著しい不合理が生じる(生活圏を無視した人為的区割り等)限り、原則から離れることが許容される。

○ 選挙権の法的性格

- ・ 選挙権は人権か? →生まれながらの権利ではない

- ・「人および市民の諸権利の宣言」(1789年)：参政権は人権ではなく市民の権利
- 「ひととは市民 citizen となつてはじめて人間 homme となる」(ルソー)
- 市民の権利とは、主権者を構成するひとりとして活動する権利

2. 選挙権と表現の自由の交差

○ 選挙運動の自由

- ・表現の自由と複数政党制：選挙による批判と選択
- ・「べからず選挙法」：文書頒布等の制限、戸別訪問禁止、事前運動の禁止
- 「個人演説会においては、当該公職の候補者は、その選挙運動のための演説をすることができる」(公選法 162 条 1 項)
- ・戸別訪問の一律禁止は、買収・利益誘導・生活の侵害などを防止するために合理的な手段であり、これを制約することで失われる利益よりも得られる利益(選挙の公正)のほうが大きいので、違憲とはならない(最判 1981.6.15)

○ 「自由」と「公正」、また二つの「自由」

- ・弊害防止論では、表現の自由という優越的自由を制限する論拠としては不十分
- ・選挙運動に関わる規則は、選挙運動を公平に行わせるためのルールであり、憲法 47 条によって国会に委ねられている(最判 1981.7.21)
- ・表現の自由：国家からの形式的自由だけでなく国家による実質的な自由も含まれている
- ・国家による自由の確保はどこまでが憲法上の要請なのか
- ・戸別訪問は財力や知名度に乏しい側が、影響力の差をカバーするための手段
- ・経済的自由よりも傷つきやすい精神的自由(表現の自由)において、「国家による自由」を安易に制度化することの問題

3. 二つの「代表」観と議会制民主主義

デモは議会政治の破壊／国会は民意を汲みとらねばならない、それを封ずるのは院内主義

○ 純粹代表と半代表

- ・代表者が選挙民の意思を反映：解散、比例代表制、下院の優越
- ・代表制は民意を反映しているという「建前」と民意を反映しない「現実」の乖離
- 「純粹代表」と「半代表」：議会制民主主義は「半代表」を前提としている。

○ 憲法 43 条の「代表」—その二側面

- ・民意を反映することは重要であるが、選挙区の利害に左右されない国民的視野も必要。
- ・地域代表・職能代表の制度化や諮問法制の強化(最大判 1983.4.27)

参議院地方区→地域代表的性格 全国区→職能代表的性格

※ 参議院議員選挙では各都道府県から代表者を選出すべきか？それとも人口比に応じた選挙区割りにすべきか？